# 令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務 委託業者選定プロポーザル実施要領

# 1 趣 旨

この要領(以下「本要領」という。)は、新潟市が実施する令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務(以下「本業務」という。)の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務委託仕様書」(以下「仕様書」 という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

(4) 本業務費用の上限額

9,000,000円(消費税相当額を含む)

### 3 提案者の資格要件

提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本業務の受注能力を有するものであること。
- (3) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)が経営、運営に 関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有するものでないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画許可を受けている場合を除く。
- (5) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件をすべて満たす者であること。
  - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
  - ② 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (6) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあっては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7)管理技術者は下記の資格要件を有していること。
  - •技術士(建設部門)

- (8) 過去 10 年以内において、国・地方自治体からの受託業務として、本業務に類似する業務 (道路、広場、公園の整備に関する調査・検討等業務)の実績を有していること。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業団体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
  - ① 構成団体は前記(1)~(6)の要件の全てを満たすこと。また、構成団体のうち、 1者以上が前記(8)の要件を満たすこと。
  - ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
  - ③ 共同企業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

#### 4 スケジュール

実施日	内 容
4月26日(金)	公募開始 (市ホームページに掲載)
5月10日(金)午後5時	質問書の提出期限
5月14日(火)	質問に対する回答(市ホームページに掲載)
5月17日(金)午後5時	参加表明書の提出期限
5月31日(金)午後5時	提案書の提出期限
6月5日(水)~6月6日(木)	選定委員会
選定委員会後、速やかに実施	選定結果通知・委託候補者決定

### 5 公募開始から提案書提出まで

(1) 質問書の提出及び回答

本業務及び本要領についての質問は、次のとおり質問書を提出すること。

【提出書類】質問書(様式4)

【提出部数】1部

【提出期限】令和6年5月10日(金)午後5時必着

【提出方法】持参、郵送、電子メールに限る。(郵送の場合は、提出期限までの必着とする。電子メールの場合は着信確認を行うこと。)

【回答方法】令和6年5月14日(火)までに新潟市ホームページに掲載する。 ※質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

### (2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。ただし、新潟市の入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類の④~⑥を不要とする。

【提出書類】①参加表明書(様式1-1 又は 様式1-2)

- ②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式2)
- ③共同企業体協定書兼委任状(様式3)※共同企業体の場合のみ
- ④登記事項証明書(参加申込日の3ヵ月以内に証明されたもの。写し可)
- ⑤直近の決算報告書

- ⑥納税証明書(参加申込日の3ヵ月以内に証明されたもの。写し可)
  - ・新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)※新潟市に納税義務がある場合
  - ・税務署の納税証明書(納税証明書その3の3)

【提出部数】各1部

【提出期限】令和6年5月17日(金)午後5時

【提出方法】持参、郵送、電子メールに限る。(郵送の場合は、提出期限までの必着とする。電子メールの場合は着信確認を行うこと。)

# (3) 提案書の提出

次のとおり提案書を提出すること。

## 【提出書類】

提出物	様式	内容に関する留意事項
① 提案企業(団体) の概要	提案様式1	・既存のパンフレット等でも可。
② 業務従事者一覧	提案様式2	・本業務に携わる従事者全員を記載すること。その うち1名を管理技術者として記載すること。
③ 業務従事者の経歴	提案様式3	・担当者として本業務に携わる従事者について記載 すること。
④ 類似業務等実績 一覧	提案様式4	<ul><li>・本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差支えがない範囲で具体的に記載すること。</li><li>・ここに記載した実績に関して、審査の参考とするため、実績に記載の発注者へ成果品の提供を依頼する場合がある。</li></ul>
⑤ 企画提案書	任意	<ul><li>・後述する「6.提案を求める事項」に沿った内容を記載すること。</li><li>・A4判(縦横不問)</li><li>・ホチキス留めや製本はせず、クリップ留めとすること。</li></ul>
<ul><li>⑥ 業務計画</li><li>(スケジュール)</li></ul>	任意	・業務実施にあたっての全体スケジュールを記載すること。
⑦ 経費見積書	任意	・本業務費用の上限額の範囲内で、全ての経費について、経費区分が分かるよう具体的に記載すること。

# 【提出部数】①1部(正本)

②~⑦6部(正本:1部/副本:5部)及び正本の電子データ ※社名は正本にのみ表示し、副本には提案者が特定できるもの(社名、社章等)を一切記載しないこと

【提出期限】令和6年5月31日(金)午後5時

【提出方法】提出する提案は1案とし、持参又は郵送。持参の場合は、市の閉庁日を除く 各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。正本の電子データについては、電子メール又はCD-R等の磁気媒体により提出すること。また、要求した内容以外の書類等については受領しない。

【追加及び変更】提出後の提案の追加及び変更等は、提出期限までの間に限り認める。

### 6 提案を求める事項

# (1) 提案内容

提案を求める事項は次表のとおりとする。提案に際しては、本要領及び仕様書の内容を十分に踏まえて記述すること。

提案を求める事項	留意事項
東大通の特性や課題 を踏まえた基本方針 の検討プロセス・検討 体制について	・新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンやこれまでの東大通における社会実験の取組を踏まえ、東大通の特性や課題を示し、 基本方針の検討プロセスを提案すること。
	・本市が想定している検討体制を踏まえ、当該業務における提案者・有識者・市の役割を示し、招聘すべき有識者の専門分野または候補者を提案すること。
	・デザインミーティング及び検討会議の開催時期、各回の議事 内容とともに、検討会議の構成メンバーを提案すること。
交通実態調査及び 社会実験について	<ul><li>・基本方針の検討にあたり実施すべき交通実態調査の調査項目 や調査手法を提案すること。</li><li>・秋の社会実験で考えるべき課題と検証内容を提案すること。</li></ul>
その他	<ul><li>・必要に応じ、仕様書で示し落とした重要事項の指摘やその対応策の提案を記載すること。</li><li>・その他、業務目的の達成につながる独自の提案があれば記載すること。</li></ul>

# (2) 参考資料

参加表明書を提出した者には、下記①を参考資料として提供する。また、②~⑥については、本市ホームページで既に公表しているため、必要に応じて参考とすること。

- ①「令和2年度 駅第2号 主要地方道新潟停車場線(東大通)道路空間再構築検討業務委託」報告書
- ②新潟都心の都市デザイン
- ③都心のまちづくり【「にいがた2km」の覚醒】
- ④新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン
- ⑤令和4年度 東大通"人中心の空間づくり"社会実験「PLAY PUBLIC PLACE 東大通みちばたリビング」報告書
- ⑥令和5年度 東大通"人中心の空間づくり"社会実験「PLAY PUBLIC PLACE 東大通みちばたリビング」報告書

# 7 委託業者の選定

(1) 選定委員会

委託業者の選定をするために、「令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務 委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を開催する。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

### (2) 選定方法

- ① 本要領に従い、選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼン テーション審査により最優秀提案者を選定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。
- ③ プレゼンテーション審査の出席者は、最大3名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、1 者あたり 25 分(説明 15 分、質疑 10 分) を予定している。
- ⑤ 各委員が、別表「令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務」企画提案評価基準に基づき採点し、その評価点が最も上位の者を最優秀提案者、次に上位の者を次点者として選定する。
- ⑥ 提案者が 1 者であっても審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した 場合は、その者を最優秀提案者とする。
- ※提案者が多数の場合は、提案書の評価による一次審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者を限定する場合がある。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報(社名、提案内容等)、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

### 8 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提出期限までに提案書を提出しなかった者
- (3) 特別の事情がなく指定されたプレゼンテーション審査時刻に遅れた者
- (4) 本要領の公開以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定委員会委員に不 当な接触を行った者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者、又は仕様書に違反する表現をした者
- (6) 前記2の本業務費用の上限額を超える見積金額を提案した者

### 9 業務の委託

- (1) 委託業者の決定
  - ① 選定委員会で選定された最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した 場合は契約を締結する。
  - ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。
  - ③ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
  - ④ 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した仕様書を添付する。

⑤ 新潟市は、契約締結後においても委託業者が本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、 委託業者は契約の解除により受けた損害について、新潟市に対してその補償を求めることができないものとする。

### (2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところにより作成する。

# 10 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出期限後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (2) 提案書に記載した管理技術者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の従事者であるとの新潟市の了解を得なければならない。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (5)提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案者から了解を得ない限り 公開しないものとする。

### 11 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成、プレゼンテーション 審査準備等、提案者が要した費用は提案者の負担とする。

# 12 問い合わせ及び書類提出先

新潟市 都市政策部

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 ふるまち庁舎5階電子メール niigata2km@city.niigata.lg.jp

別表 「令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務」企画提案評価基準

評価項目		in the 44 Mb	#7 <b>-</b>
大項目	小項目	評価基準 	配点
(2) 合理性・妥当性・ 具体性 (3) 創意工夫・独自性	業務の趣旨を的確に理解し、仕様書に記載された業務内容が適切に網羅された提案となっているか。	10 点	
		基本方針の検討にあたり、東大通や周辺エリアの特性・課題を十分に捉えており、裏付けや説得力のある提案となっているか。	10 点
	提案者・有識者・市の役割を明確にし、基本 方針案の作成に向けて実効性のある検討体制 の構築が見込まれるか。	20 点	
	基本方針の検討プロセスが具体的かつ論理的 に示されており、関係者との円滑な合意形成 が見込まれるか。	20 点	
	車線減少の実現性を交通処理面から評価する にあたり、調査項目や調査手法が明確かつ適 切か。	10 点	
	社会実験について、基本方針の検討に有効な 企画及び調査の実施が見込まれるか	10 点	
	(3) 創意工夫・独自性	業務目的の達成につながる独自の優れた提案 や創意工夫が盛り込まれているか。また、仕 様書で示し落とした重要事項の指摘があり、 その対応策が提案されているか。	10 点
2 業務   遂行   能力	(1)進行管理	業務過程が明確にスケジュール化されるとと もに、業務実績の豊富な担当者を十分に配置 し、業務を円滑に進められる体制となってい るか。	20 点
	(2)経験・実績	類似業務の実績があり、ノウハウが活かされるか。また、業務を進めるにあたって有効な独自の強み等があるか。	10 点
		合計点	120 点

- ※評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - ① 見積額の低い提案者を上位とする。
  - ② 見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が高い提案者を上位とする。
  - ③ ②も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。